

特定（介護予防）福祉用具販売 重要事項説明書

有限会社あいふるケアは、特定(介護予防)福祉用具販売にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、次のとおり重要事項を説明し、実際の福祉用具の取扱いについては、取扱説明書に基づき実使用で説明します。

1 事業者の概要

(1) 事業所の概要・職員体制等・営業日及び営業時間

事業所名 所在地・連絡先	あいふるケアレンタルショップ 〒441-3421 愛知県田原市田原町殿町16-10 TEL 0531-23-1766		
介護保険指定番号	特定（介護予防）福祉用具販売 愛知県2376600207号		
管理者の氏名	濱 ひろみ		
サービス提供地域	豊橋市・田原市		
専門相談員	2名以上（常勤換算）他の事業に兼務（指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与）		
営業日	月曜日～土曜日	営業時間	午前9時～午後5時30分

注）日曜日を休業とする他、年末年始（12／30～1／3）を休業とする。

(2) 当社の概要

事業者名	有限会社 あいふるケア
代表者名	高橋 芳子
本社所在地	愛知県田原市田原町大沢3-343

2 運営の方針

(1) サービスの内容

- 1) 「特定（介護予防）福祉用具販売」は、要介護者又は要支援者に必要な福祉用具のうち厚生労働大臣が定めた種目の用具を販売する介護保険制度上のサービスです。
- 2) 特定福祉用具販売の提供にあたっては、利用者の要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止並びに介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行います。
- 3) 選択制の対象福祉用具の提供にあたっては、福祉用具専門相談員が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うこととともに、利用者の選択にあたって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うものとします。
- 4) 特定福祉用具販売の提供にあたっては、常に清潔かつ安全で正常な機能を有する特定福祉用具の販売を行います。

5) この事業所において取り扱う特定福祉用具販売の種目は次のとおりである。

- 1.腰掛便座 2.自動排泄処理装置の交換可能部品 3.排泄予測支援機器
- 4.入浴補助用具 5.簡易浴槽 6.移動用リフトのつり具の部分 7.固定用スロープ
- 8.歩行器（歩行車を除く） 9.多点杖

(2) 非常災害

当事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、その他必要な訓練を行う。また、別途業務継続計画を作成する。

(3) 虐待の防止

事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待の防止に次の措置を講じる。また、虐待を受けている恐れがある場合には、直ちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

- 1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2) 事業所における虐待防止のため、指針を整備する。
- 3) 事業者において、従事者に対し、虐待の防止のため研修を定期的実施する。
- 4) 上記措置を適切に実施するため、担当者を置く。

(4) 衛生管理等

事業所は、感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のために、感染症対策指針を作成し、平常時の対策及び発生時の対応についての管理体制を確保し、感染症対策委員会を設置して定期的に開催する。職員は、感染症マニュアルに基づきシュミレーション訓練など必要な訓練を行う。また、別途業務継続計画を作成する。

(5) 故障・事故等緊急時の対応

- 1) 事業者は、利用者に対する特定（介護予防）福祉用具販売により事故が発生した場合には、利用者と確認を取り、市町村、利用者の家族、居宅介護（介護予防）支援事業者に対して、連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- 2) 事業者は、事業者の責により賠償すべき損害が発生した場合は速やかに対応します。
- 3) 事業者は、事故が発生した場合には、その原因を解明し再発防止に努めるものとします。

(6) 利用料等

商品の搬入搬出費用はいただきません。ただし、以下の場合にはその活動に要した料金を負担いただくことがあります。

- ・搬入搬出に特別な作業を必要とする場合
- ・通常の事業実施地域以外への搬入搬出（通常の事業実施地域を超えてから1 km 1,000 円）
- ・通常の事業実施地域以外で有料道路を使用した場合はその実費

3 ご利用の福祉用具

種 目	品 名	個数	金額	選定理由
入浴補助用具				

4 各種相談・苦情・事故・緊急時等の窓口

(1) 商品・サービスについての相談や苦情・事故・緊急時等については次の窓口で対応します。

担 当 部 署	販売事業部 濱 ひろみ	電 話	0 5 3 1 - 2 3 - 1 7 6 6
相 談 時 間	毎週 月曜日～土曜日 午前9時～午後5時30分		

(2) お客様は、当事業所以外に、下記の市町村や国民健康保険団体連合会に相談・苦情を伝えることができます。

田原市役所健康福祉部 高齢福祉課 長寿介護係	所在地：田原市田原町南番場 30 番地 1 電話：0531-23-3217 FAX：0531-23-3545 受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
東三河広域連合 介護保険課	所在地：豊橋市八町通二丁目 16 電話：0532-26-8471 FAX：0532-26-8475 受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
愛知県 国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地：名古屋市東区泉一丁目 6 番地 5 号 南館 7 階 電話：052-971-4165 FAX：052-962-8870 受付時間：午前 9 時～午後 5 時

有限会社あいふるケアは、契約者に対する特定（介護予防）福祉用具販売に当たり、契約者又は代理人に対し、重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明し、また、商品の取扱いについては、注意事項について十分説明し、取扱説明書に基づいた実使用での説明を行いました。

令和 年 月 日

福祉用具専門相談員

濱 ひろみ

私は、特定福祉用具の購入に当たり、上記のとおり、重要事項並びに商品の取扱いについて説明を受けました。

契約者 住所

氏名

代理人 住所

氏名